

令和8年度ライフデザイン事業実施業務委託仕様書

1 事業の名称

令和8年度ライフデザイン事業

2 業務委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 業務の概要

学生、若手社会人を対象としたライフデザイン講座の実施等をとおして、参加者等のライフデザインに対する意識の高まりや必要な知識の習得を目指す。

4 業務内容

(1) ライフデザイン講座の企画・運営

- ・若い世代の方々が、それぞれのライフデザインを描く上でヒントになるような、結婚、妊娠・出産、子育て、働き方等をテーマとした様々な知識や考え方、体験談等を提供できるような内容としたライフデザイン講座（セミナー、ワークショップ）を実施すること。
- ・実施回数は、令和9年2月までに学生向け4回以上（受講者累計約140名）、社会人向け1回（受講者約50名）、新婚世帯向け1回（受講者約100名）とすること。
- ・学生向け出前講座は、学校等に出向いて行う出前講座形式とし、うち1回以上は、将来設計を内容とした講座（以下、「将来設計講座」という。）を実施すること。なお、将来設計講座に限り、講師は県の指定する者とする（県指定の講師に係る謝金・旅費は不要）。また、「学生向け」とは、中学生から大学生及び専門学生までを指す。
- ・学生向け出前講座及び社会人向け講座の講師案について提案すること。なお、学生向け出前講座は、講師を4名以上提案すること。
- ・学生向け出前講座の講師については、学校の希望により選択できるようにすること。
- ・社会人向け講座の参加者募集については、SNS広告や「ひなたの出会い・子育て応援運動登録企業」へのチラシ作成・送付など、効果的な広報を行うこと。
- ・新婚世帯向けセミナーの講師及び運営は県が指定する者が行い、その者に対しての謝金等の調整、支払いをすること。（320,000円を目安とすること）
- ・ライフデザイン講座は、原則対面で行うこととする。
- ・参加者に対し、ライフデザイン講座に関するアンケート（内容は県と調整）を実施・集計すること。

(2) アイデアコンテストの運営

- ・県内の学生（高校生・大学生・専門学生）を対象に子育てについて考える機会を持ってもらえるよう、「デジタルで応援、子育てサポート」についてのアイデアコンテストを運営すること（最終プレゼンテーション及び表彰式の会場設営（スクリーン、プロジェクター、大画面型時間表示タイマーの準備・設置）、当日の写真撮影など）。
- ・アイデアコンテスト参加者募集及び最終プレゼンテーション参加者の決定については、県が行うものとする。なお、最終プレゼンテーションの参加者は3チーム程度とし、1チームは5名程度以内とする。
- ・最終プレゼンテーション及び表彰式は、11月7日（土）の11時から12時（予定）に、宮交シティで開催される子育て応援フェスティバル内にて行うこと。
- ・最終プレゼンテーションには審査員4名のうち、子育てやライフデザインに知見のあるゲスト審査員として、1名を提案すること（子育てインフルエンサーなど）。
- ・審査員4名のうち、3名に対しての謝金・旅費の調整、支払いをすること。
- ・県の指定した参加賞等を準備・配付すること（参加賞等の内容については、別添チラシを

参照。参加者は80名を想定)。

- ・ 参加者に対し、アイデアコンテストに関するアンケート（内容は県と調整）を実施・集計すること。

5 成果品について

受託者は、以下を定められた時期までに提出することとする。

	成果物	提出期限
1	出前講座アンケート集計結果	各講座終了後2週間以内
2	出前講座の様子を撮影した写真データ	各講座終了後2週間以内
3	出前講座の様子を撮影した動画データ ※県の取組としてホームページに掲載予定	各講座終了後2週間以内
4	実績報告書	事業完了後直ちに

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権及び複製権は全て、宮崎県に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 受託者の事業遂行上の注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押しつけたり、結婚や子どもを持つことへのプレッシャーを与えたりすることがないように、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。
- (4) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態があることなどに配慮すること。
- (5) 本業務で得られた情報等については、県の許可なく流用してはならない。
- (6) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。
なお、委託業務の内容については、企画提案協議により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (7) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (8) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (9) 受託者は、業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (10) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (11) 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。